

○日野市子どもの学習支援事業補助金交付要綱

令和元年11月13日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭の事情等により学ぶことが困難な子どもたちを対象に、学習習慣の定着及び学力の向上を図るための支援並びに社会との交流・体験機会を提供する事業（以下「学習等支援事業」という。）を実施する団体（以下「団体」という。）に対し、当該事業に係る経費の一部を補助するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において実施する学習等支援事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条の趣旨に合致し、日野市（以下「市」という。）に居住する小学生、中学生及び高校生（以下総称して「子ども」という。）の全部又は一部を対象としたものであること。
- (2) 原則として定期的に実施していること。ただし、災害その他特別な事情により実施しない期間がある場合であって、その旨を市長に届け出たときは、この限りでない。
- (3) 団体の構成員の3親等以内の親族を除く2人以上の子どもが利用していること。
- (4) 当該事業の利用料は無料であること。
- (5) 団体が実施する事業以外の支援を必要とする子ども又は保護者を把握した場合には、緊急の場合を除き、本人の同意を得て市と連携を図り、必要な支援に結びつけることができること。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条の補助対象事業を実施する民間団体（日野市子どもの学習・生活支援事業実施要綱（平成27年7月1日制定）第12条第2項に定める受託者を除く。）であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利活動、宗教的活動及び政治的活動をしていないこと。
- (2) 成人ではない者のみで組織される団体ではないこと。

- (3) 補助対象者（代表者及び構成員）が、日野市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 人件費
- (2) 講師謝礼
- (3) 交通費
- (4) 教材費
- (5) 物品購入費
- (6) 印刷費
- (7) 通信費
- (8) 賃借料
- (9) 会場使用料
- (10) 光熱水費
- (11) 保険料等
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の全部又は一部とし、10,000円に補助対象事業を実施した月数を乗じて得た額とする。ただし、前条の補助対象経費（第2条の補助対象事業に対し国又は東京都からの補助金等の収入が見込まれる場合は、当該収入の額を補助対象経費から差し引いた額とする。）が補助金の交付額を下回る場合は、当該補助対象経費の額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長が別に指定する期日までに、日野市子どもの学習支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し

た上交付の可否を決定し、日野市子どもの学習支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、当該補助金交付決定額に変更が生じる場合は、日野市子どもの学習支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに日野市子どもの学習支援事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、被交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 被交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに日野市子どもの学習支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日野市子どもの学習支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により被交付決定者に通知するものとする。

（補助金請求及び交付）

第12条 被交付決定者は、前条の通知を受けた後、市長に対し日野市子どもの学習支援事業補助金交付請求書（第7号様式）により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を速やかに交付するものとする。

（書類の整備、保管）

第13条 被交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（検査）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関して報告を求め、又は帳

簿その他の関係書類を検査することができる。

(補助金交付決定の取消し)

第15条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、日野市子どもの学習支援事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に被交付決定者に支払われている補助金があるときは、日野市子どもの学習支援事業補助金返還命令書（第9号様式）により、被交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年11月13日から施行する。

付 則（令和3年4月1日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱、第2条の規定による改正前の日野市子どもの学習・生活支援事業実施要綱、第3条の規定による改正前の日野市フードパントリー事業補助金交付要綱及び第4条の規定による改正前の日野市子どもの学習支援事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和5年5月2日）

- 1 この要綱は、令和5年5月2日から施行し、この要綱による改正後の日野市子どもの学習支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2 新要綱の規定は、令和5年度分として交付する補助金から適用し、令和4年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。